

## 株券電子化のための特別口座記載事項の通知 及び特別口座を開設する口座管理機関に関する公告

株主及び登録株式質権者各位

2008年12月2日

東京都豊島区東池袋四丁目26番3番  
株式会社良品計画  
代表取締役社長 金井政明

当社は、2009年1月5日において、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」附則第7条により振替口座簿に記載されなかった株主及び登録株式質権者（以下、株主等という。）について、特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し同法附則第8条第5項に定める事項を通知し、また、同法附則第8条第4項の申出を次の口座管理機関に行い、株主等のために特別口座を開設することを同法附則第8条第1項の規定により、公告いたします。

特別口座を開設する口座管理機関  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社

（郵便物送付先）〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10  
住友信託銀行株式会社証券代行部

（住所変更等用紙のご請求） 0120-175-417

（ご照会先） 0120-176-417

以上

---

### お知らせ及びご注意

- 1、「特別口座」とは、決済合理化法の施行日までに機構に預託されていない株券にかかる株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するために、発行会社（当社）が同法施行日における株主名簿上の株主又は登録株式質権者の名義で開設し、当社普通株式を記録する口座です。  
既に株券等保管振替制度を利用されている株主及び登録株式質権者の皆様につきましては、同法施行日において、お取引されている証券会社等の口座に当社普通株式が記録されますので、特別口座は開設されません。
- 2、事務手続きの都合上、決済合理化法の施行日後、皆様の株式が特別口座に記録されるまでに、三週間程度要しますので、ご了承ください。決済合理化法が2009年1月5日に施行されるため、特別口座への記録は2009年1月26日以降となる見込みです。